

令和7年度 介護サービス事業所集団指導

目次

- ① 運営指導及び監査の概要について
- ② 運営指導について
- ③ 各種手続き（指定更新、変更、廃止等）について

飯田市 長寿支援課 介護保険係
令和8年2月20日

①運営指導及び監査の概要

指導について

目的

介護保険法第23条に基づき、指定地域密着型介護サービス、指定地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援及び介護予防支援（以下「介護給付等対象サービス」という）の内容及び介護給付等に係る費用の請求に関し、法令等への適合状況等を個別に明らかにし、必要な助言及び指導並びに是正の措置を講ずることにより介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする事業者支援の一環である。

指導について

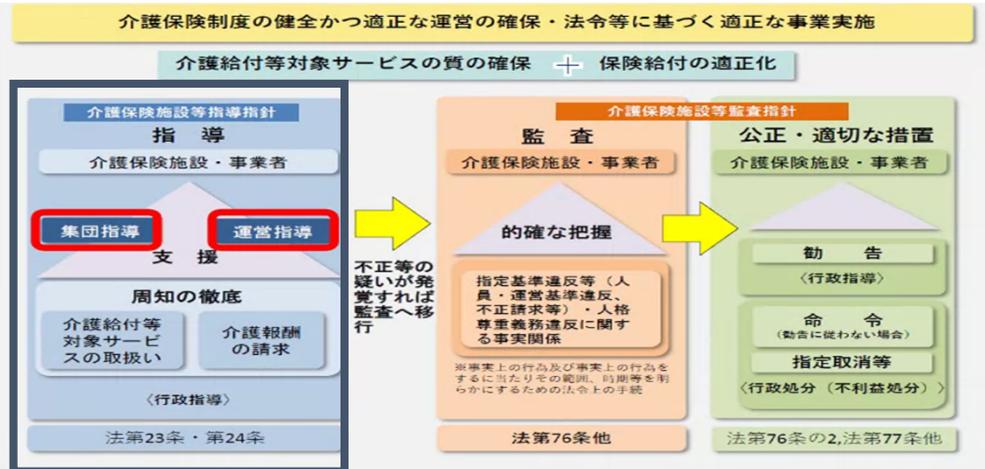
①集団指導

事業者に対する必要な情報を伝達する場と位置づけ講習の方式で実施する。

②運営指導

事業所の関係者から関係書類を基に説明を求める面談の方式で実施する。なお、著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査に変更する。

指導について



(参考) 令和6年7月 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室 9「介護保険施設等運営指導マニュアル」

運営指導実施の流れ

	時期	保険者	事業者
1	約2月以上前	実施通知送付 ※ 通知は書面及びメールで送付 (事前提出書類はメールで送付)	事前提出書類の準備 ・自己点検表 ・重要事項説明書 ・勤務予定表(直近1月) (※ 勤務体制表が別紙の場合は添付)
2	指導約7日前	事前提出書類の内容確認	事前提出書類提出
3	指導当日	運営指導 (所要時間: 1時間30分~ 2時間30分(サービスによる))	
4	指導約2月以内	結果通知送付 ・結果通知書 ・結果調書 等	(結果、書面指導に該当した場合) ・改善報告書 提出 (自主的な報酬返還に該当した場合) ・過誤申立て (高齢者虐待未実施減算等に該当した場合) ・改善計画及び改善報告等

(事前提出) 自己点検票について

①概要

自己点検票	
サービス種別	認知症対応型共同生活介護
記入日	年 月 日
■ 事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。	
法人名	
代表者職名・氏名	
事業所番号	
フリガナ	

自己点検票は

- ①概要
- ②人員
- ③加算

3項目すべて入力し
提出をお願いします。

(事前提出) 自己点検票について

②人員

○認知症対応型共同生活介護

- ◎「指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準」厚生省令第34号(以下「基準」という。)
- ◎「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護方法に関する基準」厚生省令第90号(以下「予防基準」という。)
- ◎「飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例」(以下「条例」という。)
- ◎「飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」(以下「規則」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果	
		「 <input type="checkbox"/> 適	「 <input type="checkbox"/> 不適」 及
I 定義及び基本方針			
1. 定義	「認知症対応型共同生活介護」とは、認知症(急性を除く)の要介護者に対して、共同生活住居との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に よようにするものという。		
法第9条20項			
法第9条の2第15項	「介護予防認知症対応型共同生活介護」とは、認知症(急性を除く)の要支援者に対して、共同生活住居との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行 生活を営めるようにするものという。		
2. 基本方針	要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるものとなっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基準第69条			
予防基準第69条	要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭		

自己点検票は

- ①概要
- ②人員
- ③加算

3項目すべて入力し
提出をお願いします。

(事前提出) 自己点検票について

③加算

認知症対応型共同生活介護

点検項目	点検結果		
	請求実績有 満たす	請求実績無 満たさない	請求実績無
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 施設基準に適合し、かつ、別に※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、所定単位数を算定していますか。 ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が定員超過利用又は人員基準欠如の場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 ※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者の数が当該事業所を構成する共同生活住居ごとに1以上であること。	□	□	□
身体拘束廃止未実施減算			

自己点検票は

- ①概要
- ②人員
- ③加算

3項目すべて入力し
提出をお願いします。

- ※ 事前提出書類
(指導実施7日前まで)
- ・自己点検票
 - ・重要事項説明書
 - ・勤務表

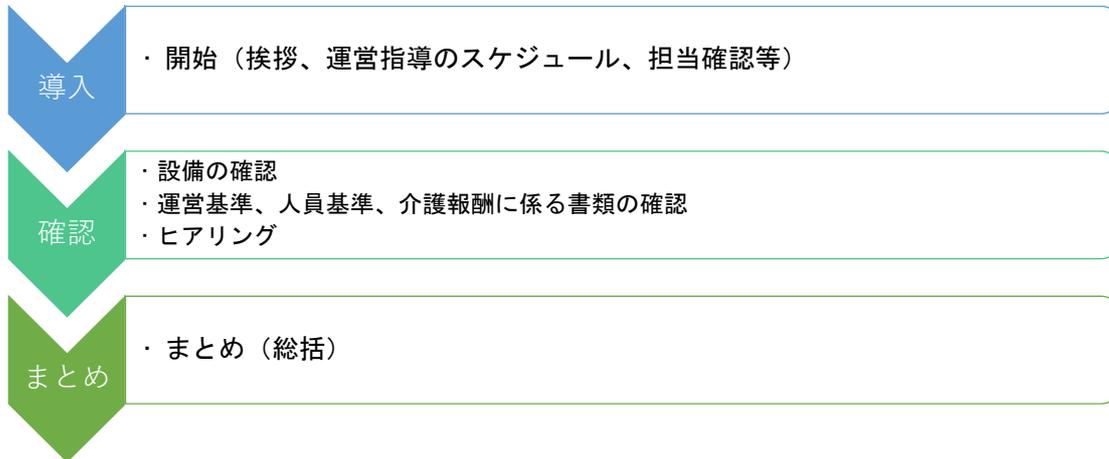
所要時間について

- ① 居宅介護支援、介護予防支援及び小規模多機能型居宅介護
13:30～15:00（1時間30分予定）（※ 9:30～12:00ケアプラン点検実施）
※ ケアプラン点検は「ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているか」について、基本となる事項を介護支援専門員とともにヒアリングを通して確認する。

「ケアプラン点検」と「運営指導」は、目的も根拠も異なります。

- ② その他地域密着型サービス
13:30～16:00（2時間30分予定）
※ 施設設備の確認等もあるため、指導に要する時間が居宅介護支援等と異なります。

運営指導当日の流れ



確認書類（一部抜粋）

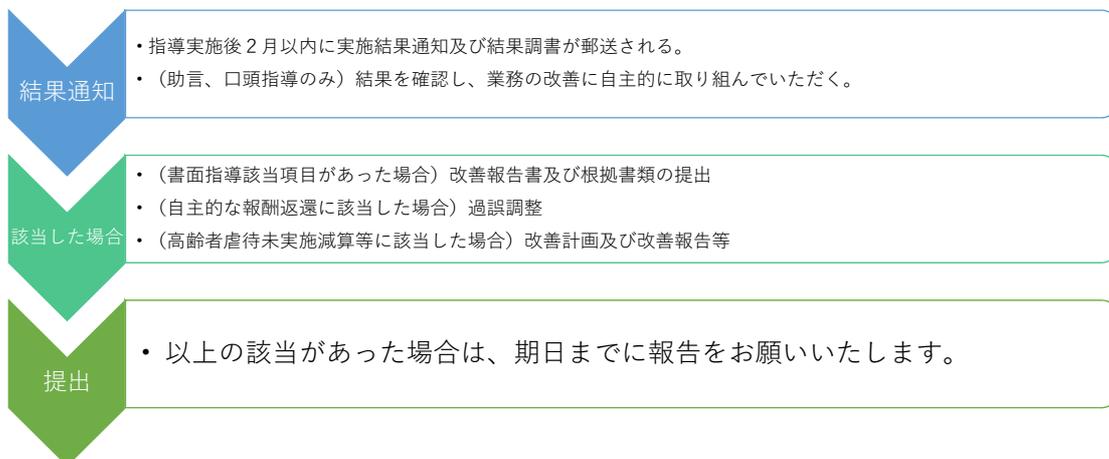
（※ 詳細はサービスごと異なるため事前通知参照）

	基準	確認書類
1	人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の勤怠状況及び勤務実績が分かるもの ・ 資格要件に合致しているか分かるもの
2	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者番号や認定有効期間等を確認したことが分かるもの ・ 運営規程、契約書類（重要事項説明書、契約書） ・ 研修の計画及び実績が分かるもの ・ 職場によるハラスメント防止のための方針等 ・ 非常災害対策に係るもの ・ 感染症の予防及びまん延防止のための対策に係る書類 ・ 秘密保持（個人情報使用同意書、従業員の秘密保持誓約書） ・ 事業所パンフレット、チラシ ・ 苦情に係るもの（受付簿、苦情への対応・記録） ・ 地域連携（運営推進会議の記録等） ・ 事故に係るもの ・ 虐待防止に係るもの ・ 身体拘束の適正化に係るもの

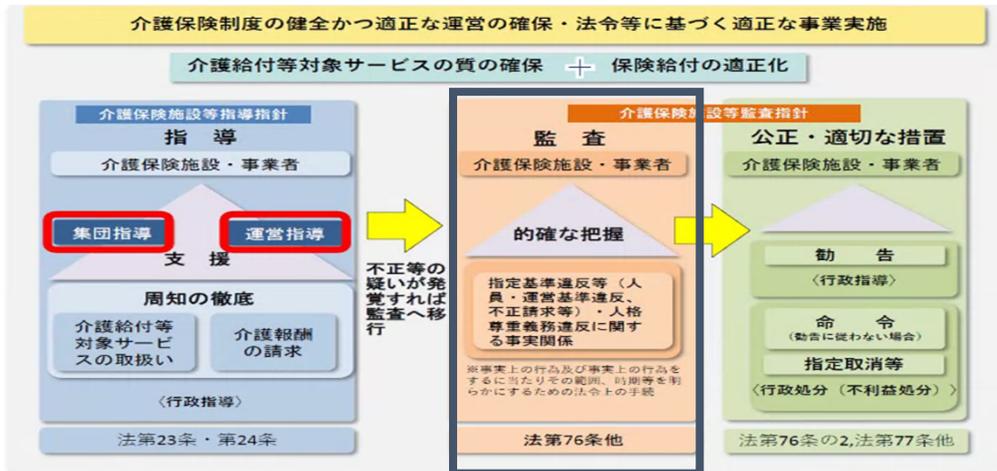
運営指導の結果について

	種別	内容
1	口頭指導	法令、基準、告知、条例、規則等に違反しているが、その程度が軽微である場合、その違反について文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合。
2	文書指導	法令、基準、告知、条例、規則等に違反している場合。 文書指導の該当の場合は、改善報告及び根拠書類の提出が必要であり、文書指導の項目を確認のうえ、報酬の自主的な過誤申立に該当する場合もある。
3	助言	法令、基準、告知、条例、規則等に違反していないが、今後も違反のないよう適正な運営に資するものと考えられる場合

運営指導実施後の流れ



監査について



(参考) 令和6年7月 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室 9「介護保険施設等運営指導マニュアル」

監査について

監査は、介護保険法第76条等により、人員基準違反、運営基準違反、不正請求、不正の手段による指定、高齢者虐待、これらの疑いがある場合に、対象の事業所に対して、帳簿書類や物件の検査を行うことにより、事実関係を的確に把握し、適正な措置をとることを主眼として実施する。運営指導から監査への切替もあり得る。

○監査の実施について

- ①人員、施設設備、運営基準について不正又はその疑いがある場合
- ②介護報酬請求について不正又はその疑いある場合
- ③不正の手段による指定等又はその疑いがある場合
- ④高齢者虐待等がある又はその疑いがある場合等

②運営指導について

指導の結果について

	種別	内容
1	口頭指導	法令、基準、告知、条例、規則等に違反しているが、その程度が軽微である場合、その違反について文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合。
2	文書指導	法令、基準、告知、条例、規則等に違反している場合。 文書指導の該当の場合は、改善報告及び根拠書類の提出が必要であり、文書指導の項目を確認のうえ、報酬の自主的な過誤申立に該当する場合もある。
3	助言	法令、基準、告知、条例、規則等に違反していないが、今後も違反のないよう適正な運営に資するものと考えられる場合

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 1 (人員) 必要な研修を受講していない。					
該当サービス 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護）					
内容 ※ 別途、みなし措置あり					
サービス	対象者	実践者研修又は基礎課程	認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
認知症対応型共同生活介護	管理者	○	○	－	－
	計画作成担当者	○	－	－	－
	代表者	－	－	○	－
小規模多機能型居宅介護	管理者	○	○	－	－
	計画作成担当者	○	－	－	○
	代表者	－	－	○	－
認知症対応型通所介護	管理者	○	○	－	－

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 1 (人員) 必要な研修を受講していない。	
該当サービス	地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護）
内容	<p>○遵守いただきたい事項 代表者、管理者、計画作成担当者に変更になる際は、必要な研修を受講済かを確認し、<u>未受講の場合は早急に申込手続きを行ってください。</u> 予期せぬ退職等により、人員が変更になり、研修が受講できない場合は、事前に保険者へご相談ください。（研修の実施時期が限られているため）</p> <p>特に「計画作成担当者」については「介護支援専門員」の資格取得者で、<u>必要な研修を受講しないまま、計画を作成していた事例があったため、必ず必要な研修の受講をしているか確認していただくようお願いいたします。</u></p> <p>○未受講のまま業務を継続していた場合等で「人員基準減算」（基準に定められた員数の従業者を配置していない事業所、施設等は介護報酬が原則として70%に減額される）に該当する場合がありますので、確認をお願いいたします。</p>

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 1（人員）必要な研修を受講していない（補足）

該当サービス 地域密着型サービス

内容 「人員基準減算」規程

	サービス分類	内容
1	地域密着型通所介護費 認知症対応型通所介護費	指定基準に定める員数の看護職員または介護職員を置いていない。
2	小規模多機能型居宅介護サービス費	指定基準に定める員数の従業者を置いていない。 夜勤、宿直、サテライト型事業所の訪問サービスの提供にあたる者の場合は、次のいずれかに該当する場合 ①指定基準に定める員数に満たない日が2日以上連続して発生した場合 ②指定基準に定める員数に満たない日が4日以上発生した場合
3	認知症対応型共同生活介護費	指定基準に定める員数の従業者を置いていない。
4	地域密着型特定施設入居者生活介護	指定基準に定める員数の看護職員または介護職員を置いていない。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 1（人員）必要な研修を受講していない（補足）

該当サービス 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護）

内容 「人員基準減算」規程

	サービス分類	内容
5	（経過的）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	指定基準に定める員数の看護職員、介護職員または介護支援専門員を置いていない。
6	ユニット型（経過的）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	次の①②のいずれかに該当するとき ①常勤換算方法で入居者数の合計数が3またはその端数を増すごとに1人以上の介護職員または看護職員を置いていない。 ②指定基準に定める員数の介護支援専門員を置いていない。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 2（設備） ○災害時に避難が可能な避難経路が確保されていない。
 （避難経路に物が山積みになっている。非常口前が物干し場になっている。
 食器棚がガラス扉であり、地震等で食器が飛び出してくる危険性がある等）
 ○薬等が誰もが手に取れる場所にあり、誤薬等の危険性がある。

該当サービス 地域密着型サービス

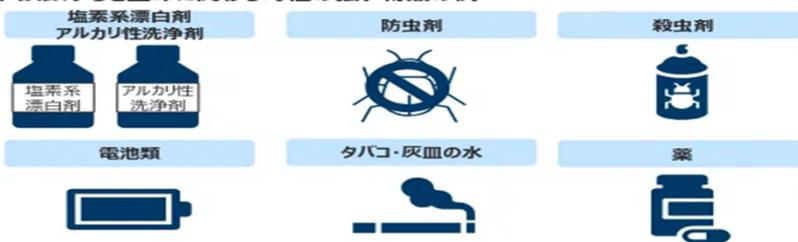
内容 ○非常口までの経路に、物のはみ出して置いてあること。またガラス製の扉の食器棚の開き戸にロック等が無く、地震の際等に食器が散乱する危険性があった。
 ○非常口前のスペースが物干し場になっており、緊急時の移動に支障が出る可能性があった。
 ○薬や消毒、漂白剤等が誰もが手に取れる場所に置いてあった。
 ○事務用品や調味料等がリビングの机の上や、リビングの一部に夜間帯等もそのまま置かれている。

災害等の非常時はいつ発生するか予測不可能であるため、早朝夜間等の職員数でも避難や対応に支障の無いよう、避難経路等の設備は常時確保していただく必要があります。
誤飲等の事故予防のために、薬や筆記用具等は、ご利用者が常時手の届く場所では無く、必要時にセットする等の保管方法の工夫をお願いいたします。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 2（設備） 災害時に避難が可能な避難経路が確保されていない。
 （避難経路に物が山積みになっている。非常口前が物干し場になっている。
 食器棚がガラス扉であり、地震等で食器が飛び出してくる危険性がある等）
 薬等が誰もが手に取れる場所にあり、誤薬等の危険性がある（補足）

異食・誤飲すると生命に関わる毒性の強い物品の例



異食するとけがや窒息する恐れのある物品の例



出典：厚生労働省老健局「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 3（衛生管理）洗面台に設置してあるタオルが利用者間で共用である。ペーパータオルが洗面台に置かれており、手洗い時に、水しぶき等がかかる位置に設置してある。

該当サービス 地域密着型サービス

内容 ○衛生管理、感染予防の観点から、洗面所等に設置しているタオルの共用はせず、ペーパータオルが洗面台にそのまま置いてある場合は、ペーパータオルの引出し方法（上から下に引き出す）（手前に引き出す）を検討すること。



飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 4「感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）」について、委員会を実施した内容の確認ができなかった。

該当サービス 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援

内容

- 「感染対策委員会」は、感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成すること外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。
- 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にし、担当者を決めておく必要がある。担当者は看護師が望ましい。
- 感染対策委員会は他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置、運営することも差し支えない。
- テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。（厚労省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守すること）
- （居宅介護支援事業所の従業者が）1名の場合は、指針を整備することで委員会を開催しないことも差し支えない。

職員会や管理者会、他委員会と同時に実施している事例があるが、同時に開催することは差し支えない。ただし「感染対策委員会」を開催したことが確認できる「委員会実施記録」を作成し保管すること。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 4 「感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練」を実施した内容が確認できない。

該当サービス 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援

内容

- 研修及び訓練について、定期的な開催（サービスごとに期間の定めあり）をするとともに、新規採用時には、実施することが望ましい。研修の実施内容についても記録することが必要である。
- 研修の実施は厚労省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用し、事業所内で行うことでも差し支えない。
- 訓練は平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、訓練（シミュレーション）を定期的（サービスごとに期間の定めあり）に行うことが必要である。
- 訓練は、発生時の対応を定めた指針、研修内容に基づいた事業所内の役割分担の確認やケアの演習等を実施する。
- 訓練の実施は、机上を含め、その実施方法は問わないものの、机上及び実地を適切に組み合わせながら実施することが適切である。
感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施計画を立て、サービスごとの実施回数・実施回数の定めに対し、実施漏れがないようにお願いいたします。
研修及び訓練を職員会や事業所内の研修と同時に実施する事業所の場合は「研修、訓練」を開催したことが確認できる「実施記録」を作成し保管すること。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

**指導事項 5 「業務継続計画（災害）（感染症）」計画が見直しされていない。
「業務継続計画（感染症）」が新型コロナウイルスに限定された内容になっている。
「業務継続計画（災害）」が電子媒体保管になっており災害時にすぐ確認できる保管方法になっていない。**

該当サービス 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援

内容

- 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるように業務継続計画を策定するとともに、計画に従って研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。
- 業務継続計画（災害）（感染症）は規程の項目を記載すること。想定される災害は地域によって異なるものであるから、項目は実態に応じて設定すること。

「業務継続計画（災害）」と「業務継続計画（感染症）」はそれぞれ適宜見直すことが必要であり、内容の見直しをすること。また担当者を決めている場合は、異動等の人員変更に応じて見直しをお願いします。

「業務継続計画（感染症）」は、「新型コロナウイルス」に限ったものではなく、感染症全般に対する計画になります。

「災害の計画」は、災害時の想定をしたうえでの計画になるため、災害時に活用できる形で保管（電子媒体の保管のみではなく、書類をファイリング等）していただくことが望ましいです。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 5「業務継続計画（災害）（感染症）」について、研修及び訓練について、所定の開催が確認できない。または開催した内容が確認できない。

該当サービス 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援

内容

- 「業務継続計画（災害）（感染症）」について、計画に従い、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的（サービスごとに期間の定めあり）に実施し、新規採用時には別に研修を実施すること。
- 「災害」や「感染症」が発生した場合において、迅速に対応できるように、事業所内の役割分担の確認、発生した際に実施するケアの演習等を定期的実施する。
- 「業務継続計画（感染症）」の研修及び訓練は「感染症の予防及びまん延防止の研修及び訓練」と一体的に実施することも差し支えない。
- 「業務継続計画（災害）」の訓練は、非常災害対策の訓練と一体的に実施することも差し支えない。
- 訓練の実施方法は机上を含め、実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを組み合わせながら実施することが適切である。

研修及び訓練を職員会や事業所内の研修と同時に実施する事業所も「研修、訓練」を開催したことが確認できる「実施記録」を作成し保管すること。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 6「虐待の防止のための対策を検討する研修会」や「虐待防止検討委員会」について、職員会等で兼ねて実施しているが、実施した内容が確認できない。

該当サービス 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援

内容

- 「虐待防止検討委員会」は、「虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること」「（虐待防止）指針に関すること」「（虐待防止）研修の内容に関すること」「従業者が相談、報告できる体制整備に関すること」「従業者が市町村への通報が迅速、適切に行われる方法」「虐待の発生原因等の分析から得られる再発防止策及び効果」等を検討し、結果を従業者に周知徹底を図る必要がある。
- 虐待防止検討委員会は他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置、運営することも差し支えない。
- テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする（但し厚労省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守すること）
- 事業所に実施が求められるものであるが、他サービス事業者との連携により行うことも差し支えない。

職員会や管理者会、他委員会と同時に実施している事業者が複数あるが「虐待防止検討委員会」や研修会を開催したことが確認できる「委員会記録」「研修記録」を作成し保管すること。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項	(参考) 必要な研修、訓練、委員会等の開催が確認できない。												
該当サービス	地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援												
内容	<p>(例) 各サービスごとに必要な研修、訓練、委員会の開催の回数等が異なりますので、事前に確認をする。</p> <p>(例) 実施漏れの無いように、年間計画を立て、職員会等で兼ねて実施する。(単独実施も可)</p> <p>(例) 職員会で「研修」等を兼ねて実施した場合は、必要な記録の部分をコピー等し題名を「感染対策研修会」等(※ BCPの感染症の研修会と兼ねることも可)として、ファイルを作成し、「研修」ごとに保管しておく、事業所内で実施済が確認しやすくなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(例) R7年度 グループホーム 飯田 研修計画</th> </tr> <tr> <th>予定日</th> <th>研修・訓練</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4/15</td> <td>BCP 災害(訓練)</td> <td>計画の見直し、避難経路の確認</td> </tr> <tr> <td>6/20</td> <td>虐待の防止(研修)</td> <td>オンライン研修</td> </tr> </tbody> </table>	(例) R7年度 グループホーム 飯田 研修計画			予定日	研修・訓練	内容	4/15	BCP 災害(訓練)	計画の見直し、避難経路の確認	6/20	虐待の防止(研修)	オンライン研修
(例) R7年度 グループホーム 飯田 研修計画													
予定日	研修・訓練	内容											
4/15	BCP 災害(訓練)	計画の見直し、避難経路の確認											
6/20	虐待の防止(研修)	オンライン研修											

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項	7「運営規程」に「虐待の防止に係る措置」が記載されていない。
該当サービス	地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援
内容	<p>○「運営規程」に係る「虐待の防止に係る措置」について、「虐待の防止に係る組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を指す内容であること」が必要。</p> <p><u>「虐待の防止に係る措置」は令和6年3月31日までは努力義務でしたが、令和6年4月1日より義務化されました。</u></p> <p>「運営規程」には「虐待の防止に係る措置」を記載する必要があります。 <u>「運営規程」に記載した場合は、変更届とともに保険者への報告が必要です。</u></p>

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 8【サービス提供体制強化加算】（職員の割合の算出）について、加算の算定に係る根拠書類を記載したものが保管されていない。

該当サービス 地域密着型サービス

内容

- 職員の割合の算出に際して、前年度の平均を用いることとしているが、割合は毎月記録するものとし、年度の平均が所定の割合を下回った場合には、直ちに変更届を提出しなければならない。
- 前年度の実績が6月に満たない事業所（新規事業所等）については、届出の属する月の前3月について、算出した平均を用いることとする。したがって新規事業所等は4月目以降届出が可能となる。
- 職員の割合は、常勤換算方法により算出する。計算に使用する「勤務延時間数」は、勤務表上に明確に位置付けられた時間数であり、従業者1人につき「勤務延時間数」に算入できる時間数は、常勤職員が勤務すべき時間数を上限とする。（これを超える残業時間は算入できない）
- 「介護福祉士」については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。
- 「勤続年数」とは各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。
- 「勤続年数」の換算は、当該事業所に加え、同一法人等の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。
- 直接提供する職員とは、「計画作成等介護を行うに当たって必要な業務」は含まれるが「請求業務等の介護に関わらない業務は除く」

加算を取得する場合の割合については、毎月記録するものとし記録を保管すること。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 9（その他）「地域密着型サービス」は原則として、その市町村の被保険者のみがサービス利用可能であるが、入居時に受給資格の確認ができていない。

該当サービス 地域密着型サービス

内容

「地域密着型サービス」は、原則として、その事業所の所在する市民のみがサービス利用可能なため、利用に際し、受給資格（介護保険証等）を確認してください。

- 住所地特例施設（有料老人ホーム等）に居住されている飯田市外の被保険者が認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）等の地域密着型サービス事業所に入居し転居する（飯田市が保険者になる）ことは認められません。

飯田市の地域密着型サービスは、飯田市民を対象としたサービスであるため、入居申込の際等に、被保険者証の受給資格の確認をお願いいたします。

居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの方も家族等から相談される場合があるのでご承知おきください。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 10 契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書について必要な同意の記載が確認できなかった。

該当サービス 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援

内容

- 「重要事項説明書」はサービスの提供前にあらかじめ説明のうえ同意を得る必要があります。
- 「契約書」は利用者と事業者双方の契約のために用いるための書類です。
- 「個人情報使用同意書」は、「利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない（地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所後の居宅介護支援事業所等に対し情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入所者から同意を得ておく）」とされています。
「重要事項説明書」「契約書」「個人情報使用同意書」は、それぞれ目的が異なるため、別の書式として、個々に同意を得ていただく対応が多いですが、利用者等の記入の手間等を鑑みて1冊に製本した場合等は、必要な同意の文書を網羅し包括的に1部で取り交わすことでも差し支えありません。（長野県に確認済）その場合も「個人情報使用同意書」の同意については、利用者の個人情報の同意及び家族の個人情報を用いる場合は「家族（の代表）の同意」を得ることが必要であるため、同意欄に「本人」「代理人」「家族」の同意欄が必要になります。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 10 重要事項説明書に、必要な記載の項目が確認できなかった。
重要事項説明書の掲示若しくは重要事項を記載したファイル等を利用者又は家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備えつけることが確認できなかった。

該当サービス 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援

内容

- 「重要事項説明書」に必要な項目
「規程の概要」
従業者の勤務の体制（人数は変動することもあるため「〇名以上」の記載でも可）
事故発生時の対応
（居宅介護支援、介護予防支援のみ）秘密保持
（地域密着型サービス）提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関名称、評価結果の開示状況）等
（特定施設）介護居室等の概要、要介護区分に応じたサービスの内容、利用料の額、改定方法

重要事項説明書に必要な事項の記載があるか確認をお願いいたします。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 10 重要事項説明書に、必要な記載の項目が確認できなかった。
重要事項説明書の掲示若しくは重要事項を記載したファイル等を利用者又は家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備えつけることが確認できなかった。

該当サービス 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援

内容

- 重要事項の掲示等
重要事項を利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所に掲示しなければならないが、重要事項を記載した書面を事業所に備えつけ、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる。
- 原則として、ウェブサイト（法人のホームページ、介護サービス情報公表システム）に掲載すること。
- （ただし）（介護予防支援は除く）①年間の居宅介護サービス費の支給対象となるサービスの対価として支払を受けた金額が100万円以下であるもの②災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものについては、介護サービス情報制度における報告は義務化されていないが、ウェブサイトへの掲載は望ましく、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、事業所に備えつけ、いつでも関係者に自由に閲覧させること。
- （介護予防支援）自ら管理するホームページを有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、行わないことができる。ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、事業所に備えつけ、いつでも関係者に自由に閲覧させること。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 11【口腔衛生管理体制加算】について、訪問歯科による指導等を受けているが、「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」等が確認できない。

該当サービス 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

内容

- 「口腔ケアに係る技術助言及び指導」とは口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手法、口腔ケアの必要な物品整備の留意点、口腔ケアのリスク管理等のいずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって個々の利用者の口腔ケア計画を言うものではない。
- 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」は、テレビ電話装置を活用して行うことができる。（個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等を遵守する）
- 「利用者の口腔ケアマネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載すること。
 - ① 当該事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題
 - ② 当該事業所における目標
 - ③ 具体的方策
 - ④ 留意事項
 - ⑤ 当該事業所と歯科医療機関との連携状況
 - ⑥ 歯科医師からの指示内容（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る）、その他必要と思われる事項

医療保険の歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても算定できるが、介護職員に対する口腔ケアの技術的助言・指導又は計画への助言指導は、訪問診療又は歯科衛生指導の時間以外の時間に行うこと。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項	12【看取り介護加算】について必要な記録等が確認できない。
該当サービス	【看取り介護加算】地域密着型サービスのうち、入所型サービス
内容	<p>○医師が一般的に回復の見込みが無いとした利用者について、その旨を利用者又は家族に説明し、その後の療養及び介護の方針について合意を得た場合において、関係者が共同して随時、合意を得ながら利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるよう支援すること。</p> <p>○看取り介護の質を向上させていくために、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）により、看取りの体制を構築するとともに、それを強化していく。具体的には以下のとおり。</p> <p>①「看取り」に関する指針を定めること。（Plan）</p> <p>②医師の診断を前提として、介護に係る計画に基づいて、その人らしく生き、最期が迎えられる支援（Do）</p> <p>③多職種が参加するケアカンファレンスを通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援（Check）</p> <p>④看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について適宜見直しを行う（Action）</p>

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項	12【看取り介護加算】について必要な記録等が確認できない。
該当サービス	【看取り介護加算】地域密着型サービスのうち、入所型サービス
内容	<p>○「看取り介護の指針」には以下の項目等を盛り込む。</p> <p>イ 当該事業所の看取りに関する考え方</p> <p>ロ 終末期にたどる経過とそれに応じた介護の考え方</p> <p>ハ 事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢</p> <p>ニ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応含）</p> <p>ホ 利用者等への情報提供及び意思確認方法</p> <p>ヘ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式</p> <p>ト 家族等への心理的支援に関する考え方</p> <p>チ その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応方法</p> <p>○次に掲げる介護記録等に記録するとともに、多職種連携を図るために、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による適切な情報提供に努めること。</p> <p>イ 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等の記録</p> <p>ロ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録</p> <p>ハ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録</p> <p>加算取得は「看取り」対象のご利用者へのサービス提供実績のみならず、必要な指針、記録等が必要になりますので、確認をお願いいたします。</p>

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 13「秘密保持」について、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置が講じられていない。

該当サービス 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援

内容

- 従業者のみではなく、従業者であった者が、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。
- 従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおく等の措置を講ずべきこととするものである。

雇用契約時等、事前に「従業者でなくなった後」についても秘密保持に係る誓約事項の明記がある必要があり、従業者の誓約した日付、署名等に記載漏れが無いよう、確認をお願いいたします。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 14「運営推進会議」について、必要な報告、評価、要望、助言等についての記録の作成、公表が確認できない。

該当サービス 地域密着型サービス

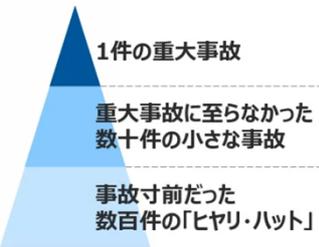
内容

- 「運営推進会議」については、利用者（家族）、市町村職員（地域包括支援センター）、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による「抱え込み」を防止し、開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を目的としています。
- おおむね（サービスごと異なる頻度）に1回以上、「運営推進会議」に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。地域住民の代表者とは「町内役員」「民生委員」「高齢者クラブの代表者」等が考えられる。
- テレビ電話装置等を活用して開催することもできるが、「利用者」「家族」が参加する場合には、利用者の同意を得なければならない。
「運営推進会議」は、「次第」のみではなく、会議録を作成し要望、助言等の記録（会議録）を2年間保存し、公表する必要があります。
公表の方法は、個人情報（写真、氏名等）の保護を遵守したうえで「ホームページに掲載する」「ファイリングし、ご本人、家族等が手に取れる場所に掲示する」「定期的なお便り等に同封（内容を記載する）」等が考えられます。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項	15「事故」とヒヤリハットが混同されている。 「事故」に際して、必要な措置が講じられていない。 保険者に報告が必要な事故が報告されていない。再発防止が検討されていない等
該当サービス	地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な措置：関係機関（家族、必要があれば医療機関、他サービス事業所等）への連絡等 ○事故の状況及び行った処置について記録を残す。 ○再発防止のため、再発防止策の検討、事業所内の共有等が必要です。 ○「ヒヤリハット（事象が生じる前に事前に防げたもの）」と「介護事故（実際に生じた事象）」は別になるため、報告書等も別にしておくことが望ましい。 ○ヒヤリハット（例）（利用者がよろけて転倒しそうになったが、介護者が支えることができ、転倒を未然に防ぐことができた。食後に服薬介助を忘れていたが、他職員が気がついてすぐ服薬できた等）ヒヤリハットは日常的に見つけて対を検討することで重大事故の防止に繋がります。 ○介護事故（例）（誤薬、転倒、個人情報の紛失等） ○保険者へ報告が必要な事故（例）：事故によって受診、入院、救急搬送等の医療機関に繋がった事例は、所定の様式を記入したうえで、メール等で担当までご報告をお願いします。（担当：長寿支援課 介護認定支援係長）

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項	15（参考資料）令和7年11月7日付介護保険最新情報Vol1436「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時と対応に関するガイドライン」の策定について（周知）
該当サービス	地域密着型サービス、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所
<p>ヒヤリ・ハット活用の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハインリッヒの法則」をご存じでしょうか。これは、1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった数十件の小さな事故が隠れており、さらにその背後には、事故寸前だった数百件の「ヒヤリ・ハット」する出来事がある、という考え方です。 ・介護の現場では、大きな事故を防ぐために、「ヒヤリ」とする問題や、「ハット」危ないと感じたことを、蓄積し、施設全体で振り返り活動を行うことが重要です。 ・どんな小さな「ヒヤリ・ハット」でも見逃さずに対応することで、利用者や職員の安全を守ることができます。  <p style="text-align: center; font-size: small;">出典：厚生労働省老健局「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」</p>	

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 17 サービス計画書の目標及び内容が個々の心身の状況、希望、置かれている環境を踏まえた内容となっていない（サービス利用期間中1度も計画書の内容が変わっていない、目標の期間が手書きで延長されている、目標が利用者すべて同じ目標である、目標の評価がなされていない等）

該当サービス 地域密着型サービス（入所・居住系サービス）

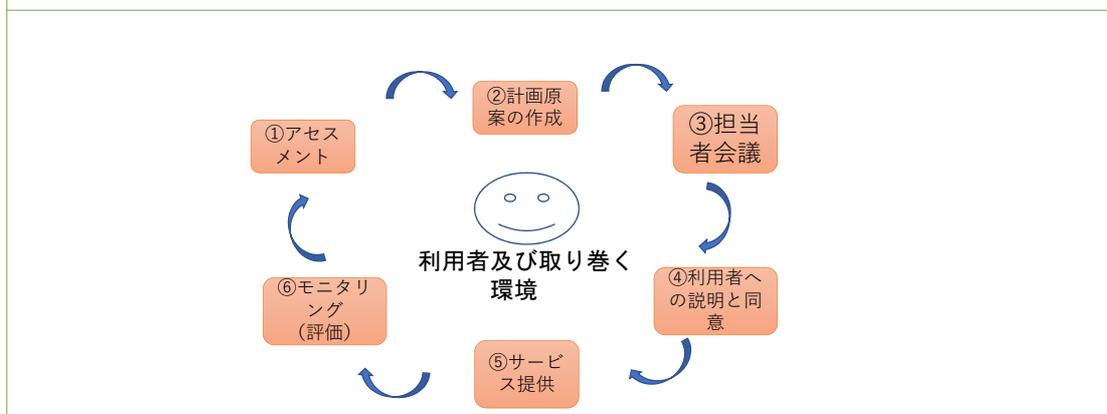
内容

- 「サービス計画書」については、初回面接、アセスメント（個々の心身の状況、希望、置かれている環境の情報収集及び評価）を行った内容等が計画書に反映されていることが必要です。
- （例）「認知症対応型共同生活介護計画書」の計画作成時は、アセスメントの内容を評価し、通所介護に準じた多様な活動（地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業、家事名等）から把握した利用者の趣味、嗜好に応じた個別の活動及び役割（洗濯物を畳む、テーブルを拭く、野菜を洗う、その日に歌う音楽を選ぶ等）についても記載することが必要です。
- 計画作成担当者は個別の情報（個々の心身の状況、希望、置かれている環境）の評価をしたうえで、計画を立案し、「目標期間」に応じて、他介護従業者及び他の居宅サービスを行う者と連携して、モニタリング（実施状況の把握）を実施し、計画内容の見直し等を行ったうえで、その計画書の内容を説明し利用者の同意を得る必要があります。また計画を利用者に交付する必要があります。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 17 （参考資料）居宅介護支援に係るケアマネジメント過程

該当サービス 地域密着型サービス（入所・居住系サービス）



飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 18 アセスメントシートに必要な情報が記載されていない。課題分析がなされていない。
(必要な項目が網羅されたアセスメントシートを使用していない。分析結果が記載されていない等)

該当サービス 居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型居宅介護

内容

- 居宅サービス計画は個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の「課題分析」を行うこととなる。「課題分析」は介護支援専門員個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な手法を用いなければならない（アセスメントに必要な23項目について以下を参考にしてください）
- 介護保険最新情報Vol.1178「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001157205.pdf>
- 介護保険最新情報Vol.1179「課題分析標準項目の改正に関する Q&A」の発出について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001157102.pdf>
- 「項目の主な内容（例）」は、「標準項目」の各項目の解釈の違いにより把握する内容に差異が生じないように、具体的な内容を例示したものであり、これらの内容についてすべての情報収集を行うことを求めるものではない。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 19【特定事業所集中減算】について、必要な書類が確認できない。

該当サービス 居宅介護支援

内容

- 特定事業所集中減算
居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間に作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

判定期間	減算適用期間	提出期限
3月1日から8月末日	10月1日から3月31日	9月15日
9月1日から2月末日	4月1日から9月30日	3月15日

算定の結果80%を超えた場合については、市町村長に提出しなければならない。
80%を超えなかった場合も各事業所において2年間保存しなければならない。
○書類は、飯田市ホームページ（ページID：0065118）に掲載があり、前期、後期に算定し、80%を超えなかった場合も2年間保管してください。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 19【特定事業所集中減算】について、必要な書類が確認できない。

該当サービス 居宅介護支援

内容 ○判定した割合が80%を超えた場合でも、正当な理由がある場合においては、当該理由を市町村長に提出すること。市町村長が当該理由を不相当と判断した場合は、減算を適用するものとする。

(正当な理由の例示)

- ①居宅介護支援事業所の通常の実施地域に訪問介護等のサービスが各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合等サービス事業所が少数である場合。
- ②特別地域居宅介護加算を受けている事業者である場合
- ③判定期間の1月あたりの居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月あたり平均10件以下である等、サービスの利用が少数である場合
- ⑤サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業者集中していると認められている場合（利用者から当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し支援内容についての意見助言を受けている等）
- ⑥その他市町村長が認めた場合

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 20「身体拘束」について、身体拘束に該当する内容の記録を確認したが「身体拘束」の適正化に必要な記録が確認できなかった。

該当サービス 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援

内容

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 身体的拘束（4点柵、車いすベルト、ミトン装着等）等を行う場合には、その態様及び時間（開始、解除）、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 「緊急やむを得ない理由」は切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。（当該記録は2年間保管が必要）利用者、家族への適切な時期に説明も必要である。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 20「身体拘束」について、身体拘束に該当する内容の記録を確認したが、「身体拘束」の適正化に必要な措置が確認できなかった。

該当サービス 地域密着型サービス（入所、居住系サービス）

内容

- 「身体拘束廃止未実施減算」
事業所において「身体拘束等」が行われていた場合では無く、規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。
- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
「身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること（前頁参照）」、「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること」「身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること」「介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること」
- 減算に該当した場合は、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。

飯田市の運営指導における主な指摘内容

指導事項 20（補足）「高齢者虐待未実施減算」「業務継続計画未実施減算」

該当サービス 地域密着型サービス、居宅介護支援事業所、介護予防支援

内容

- 「高齢者虐待未実施減算」
高齢者虐待未実施減算は、高齢者虐待が発生した場合の減算ではなく、基準を満たさない場合に所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。
具体的には、「虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること」「虐待の防止のための指針を整備すること」「従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること」「措置を適切に実施するための担当者を置くこと」について事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数（100分の1）から減算する。
- 「業務継続未実施減算」
感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定、必要な措置を講じていない場合にその翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から、解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について所定単位数から（施設・居住系サービス所定単位数の100分の3）（その他100分の1）減算する。

③各種手続き（指定更新、変更、廃止等）について

飯田市が指定するサービス種別

基準分類	サービス種別
地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス (※飯田市が指定中の種別のみ掲載)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
居宅介護支援 介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援 (地域包括支援センター、指定を受けた居宅介護支援事業所)
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス 通所型サービス
基準該当サービス (※飯田市が登録中の種別のみ掲載)	訪問介護 (介護予防) 短期入所生活介護

主な申請書及び届出書等 (1/2)

申請書等名称	申請等の概要	提出期限
指定申請書	指定サービスの事業開始時に指定を受けるための申請	1日指定：前々月の末日まで 16日指定：前月の15日まで ※いずれも極力2カ月前までの提出にご協力ください。
指定更新申請書	指定サービスの指定を6年ごとに更新するための申請	原則更新期限の1カ月以上前 ※同月の該当事業者数により、前倒しで期限設定する場合があります。
変更届出書	指定内容に変更がある場合の届出	変更後10日以内 ※事業所（施設）の変更などは事前に提出願います。
廃止・休止届出書	事業を廃止、休止する場合の届出	廃止等の1カ月前まで
再開届出書	休止した事業を再開する場合の届出	再開後10日以内 ※極力再開前にご提出ください。

主な申請書及び届出書等 (2/2)

申請書等名称	申請等の概要	提出期限
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	報酬の種別、加算及び減算の内容を、新規に設定又は変更する場合の届出	在宅系：算定開始前月15日まで 入所系：算定開始月1日まで ※入所系についても前月15日までの提出にご協力ください。
介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	※国の報酬改定に伴い、加算項目が変更される場合は、原則として、提出が必要	
介護職員等処遇改善加算計画書	加算を算定する場合の当該年度の計画書の届出	4又は5月から算定：4月15日まで 6月以降から算定：前月末日まで ※報酬改定時期により異なる場合があります。
介護職員等処遇改善加算実績報告書	加算を算定した場合の当該年度の実績報告書	翌年度の7月末日 ※報酬改定時期により異なる場合があります。

申請及び届出時の留意事項等

1 新規指定、指定更新申請に関すること

- 申請書には、各サービス種別ごとの「付表」を、必ず添付してください。
 - 更新申請時は、添付書類一覧（チェックリスト）に示す書類のうち、添付を省略できる書類がありますが、「従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表」は、省略せず添付してください。
- ※付表：事業所の所在地、管理者の情報、定員、従事者の職種及び員数を記載した書類

2 変更届に関すること

- 申請書には、各サービス種別ごとの「付表」を、必ず添付してください。

3 廃止・休止届に関すること

- 廃止又は休止する日の1カ月前までに必ず提出してください。
- 現にサービスを受けている利用者に対する措置及び引き継ぎを、确实且つ丁寧に実施してください。

4 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書に関すること

- 体制等状況一覧表は、届出で変更する加算及び減算以外の項目についても、全てチェックしてください。
- 加算算定のための要件を十分に確認してください。

その他の提出書類

報告の種類	対象サービス種別	提出期限
協力医療機関の届出	認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	毎年3月末日まで
外部評価結果の提出	認知症対応型共同生活介護	毎年3月末日まで ※2年に1回の特例が適用されている事業所は、該当する年度のみ
特定事業所集中減算届出	居宅介護支援事業所	減算要件に該当した年度内の期間毎に、 前期(3/1~8/末):9月15日 後期(9/1~2/末):3月15日

申請書等の飯田市ウェブサイトページID (1/2)

申請等の種類	サービス種別分類	ページ ID
指定申請書	地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス	0164767
指定更新申請書	居宅介護支援 介護予防支援	0168928
	介護予防・日常生活支援総合事業	0165135
変更届出書	地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス	0165881
廃止・休止届出書	居宅介護支援 介護予防支援	0164761
再開届出書	介護予防・日常生活支援総合事業	0165136

申請書等の飯田市ウェブサイトページID (2/2)

申請等の種類	サービス種別分類	ページ ID
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	飯田市指定の全サービス種別	0180468
介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書		
介護職員等処遇改善加算計画書	飯田市指定の全サービス種別 ※当加算項目がある種別に限る。	0210322
介護職員等処遇改善加算実績報告書		
協力医療機関に関する届出書	提出義務があるサービス種別	0129528
特定事業所集中減算届出書	居宅介護支援	0065118

おつかれさまでした。
ご清聴ありがとうございました。

※ 集団指導を受講いただいた確認のため、
アンケートの回答をお願いいたします。(※ 必須)
(回答期限：令和8年3月27日(金)) (長野電子サービス)

https://apply.e-tumo.jp/city-iida-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=67834

